資料２

船員保険協議会の運営について（申し合わせ）案

平成２１年7月２９日

船員保険協議会の議事の手続その他の運営は、雇用保険法等の一部を改正する法律、雇用保険法等の一部を改正する法律による改正後の船員保険法、船員保険法施行規則によるほか、この申し合わせに定めるところによる。

１．議決方法

船員保険協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって、決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

２．会議の運営

この申し合わせに定めるものを除くほか、船員保険協議会の議事の手続その他の運営に関し必要な事項は、委員長が船員保険協議会に諮って定める。

３．代理人

① 委員は、他の委員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は委員長に対し、あらかじめ委任状を提出しなければならない。

② 前項の規定により、他の委員を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

４．委員以外の者の出席

委員長は、専門的事項について審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

５．会議の公開

船員保険協議会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

６．議事録

① 船員保険協議会における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

（１）会議の日時及び場所

（２）出席した委員の氏名
（３）議事となった事項

② 議事録は、公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

③ 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、委員長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。